

# 令和4年第1回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月21日(金) 午前9時35分～10時32分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番		12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番		16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (6名)

事務局長	出水 隆
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主事	上西 雅人
農政課農業振興係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (一名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (5件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (6件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (2件)
- (5) 議案第5号 非農地証明願について (2件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和4年第1回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、11番下市委員、15番久保菌委員から、欠席の申し出があり、23名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、5番田畑和成委員、6番赤崎敬一郎委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。また、今回新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、確認の意味も含めて、発言の際は挙手し座席番号を言い、議長の許可を得て、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。
事務局	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ1-1番から5番までを議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明</p> <p>1-1番 所在：平川字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，所有権移転の売買</p> <p>1-2番 所在：湯田字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，所有権移転の贈与</p> <p>1-3番 所在：湯田字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，所在：湯田字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，所在：湯田字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，所有権移転の売買</p> <p>1-4番 所在：鶴田字 [ ]，地目：畑，農振農用地区域外，面積 [ ]m<sup>2</sup>，</p>

所有権移転の売買

1-5 番

所在：中津川字 [ ]，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ]  
m<sup>2</sup>，所在：中津川字 [ ]，地目：田，農振農用地区域内，面積 [ ]  
m<sup>2</sup>，所有権移転の贈与

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを  
満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明を  
お願いします。1-1 番お願いします。

19 番委員

1-1 について説明します。

現地は [ ] さんの町道を挟んだ前向かいの畑でありまして，渡人の [ ]  
さんは，白男川ということで， [ ] さんの目の前ということで話し  
合いの結果，売買することとなったようです。現在は，柿を植えてありま  
して，草払いされしっかり管理されていました。境界等，何ら問題はありません  
でした。

議長

1-2 番，3 番お願いします。

13 番委員

1-2 と 1-3 について説明します。

[ ] さんと [ ] さんは，親戚関係にありまして， [ ] さんが離農と言  
いますか，高齢で病気でもあられますので， [ ] の方に帰られて，畑を  
いくつかあるのですけれども， [ ] さんの方に贈与するというので決ま  
ったようです。現在 [ ] さんの弟が，今まで耕作してありまして，特に  
境界進入路等問題ありません。

続きまして 1-3 ですが，3 筆ありますけれども，3 筆とも [ ] さんが昔か  
ら耕作されております。石橋段は，神子で場所は，発電所の上の方でして，  
今現在この畑は竹林になっています。竹林の奥の方には， [ ] さんの畑が  
あります。ということで [ ] さんが高齢で [ ] さんに購入の話がされ，売買  
が決まったようであります。竹林となっている神子の畑は，境界があまり  
明確ではありませんでしたが問題ないようです。

議長

1-4 番お願いします。

24 番委員

1-4 について説明します。

元々空き家があって，その付随農地ということです。木戸口のところ  
にある，昔で言う菜園畑です。今も近所の方が野菜を作っているらしい  
のですが，そこを宅地付随ということで売買されたということです。境界，  
排水とも問題ないようです。

議長

1-5 番お願いします。

32 番委員

1-5 について補足します。

受人の [ ] さんは長年にわたって，この 2 筆の田で水稻を作ってい  
らっしゃいます。 [ ] さんは [ ] に住んでいらしゃるということもあり，後継  
者が農業をされていないということで， [ ] さんにこの農地を見てもら  
えないかということで相談があり，今回申請に至ったとのことでした。現在  
も水稻を作っておられ，進入路，境界も問題ありませんでした。



議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-1番から5番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-1番から5番は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ページ1-1番から3ページ1-6番までを議題といたします。

なお、4ページの議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、1-3番と関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-1番から6番について説明

1-1番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第2種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

1-2番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第2種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

1-3番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域内， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第2種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

1-4番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第2種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

1-5番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域内， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域内， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第2種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

1-6番

所在：柏原字 [REDACTED]，地目：畑，農振農用地区域外， [REDACTED] m<sup>2</sup>，

地種：第 2 種農地，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，申請事由：申請地を借り受け農地以外の土地を一体的に利用して太陽光発電所を設置したい。

関連部分の 4 ページ議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いします。

27 番委員 　　1 から 6 番まで説明します。  
資料をお開きください。資料にありますとおり，4 筆が農地で，後はもう山林化しています。境界等は問題ないと思われれます。雨水の調整池を造るということで，その放流先を県と協議をされるということでした。それと，この会社は，近くにできているバイオマス発電施設と関係のある会社であります。

議長 　　次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について，事務局の説明をお願いします。

事務局 　　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして，許可相当。なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。  
本件につきましては，第 2 種農地の案件であります，3,000 ㎡を超える案件でありますことから，県の常設審議委員会に意見聴取を求める案件であります。

議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありますか。

（なしの声あり）

よろしいですか。無いようですので，採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-1 番から 6 番については農振除外を条件として許可することに賛成の方，併せて議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は，農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので，議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-1 番から 6 番については，農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

なお，本件は，農地が 3,000 ㎡を超える案件であることから，県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長 　　次に，5 ページ議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書，集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 5 ページ農用地利用集積計画書、6 ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長  
それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 7 ページ 1-1 番、2 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議案第 4 号「農用地利用集積計画の 7 ページ、1-1 番、2 番について朗読及び説明」

議長  
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 1-1 番、2 番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 1-1 番、2 番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、8 ページ議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議案第 5 号「非農地証明願について」説明  
1-1 番  
所在：永野字 [ ]，地目：畑，農用地区域外，[ ] m<sup>2</sup>，判定地目：宅地，利用状況：耕作放棄地  
1-2 番  
所在：鶴田字 [ ]，地目：畑，農用地区域外，[ ] m<sup>2</sup>，判定地目：山林，利用状況：耕作放棄地

議長  
ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。  
1-1 番をお願いします。

34 番委員  
1-1 について説明をいたします。現地立会は、代理人で、本人は現在、大阪に行っていて、不在でした。現地にはすでに平成 8 年に建てられた家屋がありました。数年前に現地調査した際には、現地が分からなかったところでした。以前台風により住宅が壊れたということで、現地を宅地にするということで申請をされ、許可となったようなのですが、地目の変更がなされていなかったようです。詳細については、事務局で説明をされると思います。

議長  
1-2 番をお願いします。

24 番委員  
1-2 について説明をいたします。地目が畑となっていますが、相当以前から山でした。耕作されなくなってから 50 年以上経過しているということを知りました。現在は、竹と雑木が生えていて、それを伐採して農地にということとは難しいと状態です。地目変更で山林というのが妥当であると思われます。



事務局

申請番号 1-1 について補足的に説明します。事務局に非農地証明願が出され、申請書に転用許可ありの記載があったことから、過去の審議記録等を調査したところ、平成 8 年 6 月の総会資料にこの案件がありました。県の許可があり、その受け渡しの書類を確認できましたので、当時転用許可があったことは事実であろうと思われるところであります。転用許可を受け、家は建てたが、地目を変える手続きを行っていなかった案件であると思われる。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

6 番委員

お金の借入をされずに家を建てられたということなののでしょうか。お金を借入された場合には、登記をされると思うのですが、現金で建てられたということなののでしょうか。そのあたりの確認はされたのでしょうか。

事務局

その点については、確認していません。

議長

ほかにございませんか、よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「非農地証明願いについて」の 1-1 番、2 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「非農地証明願いについて」の 1-1 番、2 番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

12 番委員

前回の総会時の発言訂正あり

議長

ほかにありませんか？

無いようでしたら、事務局より事務連絡はありますか？

事務局

(事務局より連絡事項あり)

- ・総会の運営について（会次第 6 その他の提案）
- ・メダカ養殖場からの排水計画（5 条申請関連）について報告

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和 4 年第 1 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員